



オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

平成26年度 第2回データガバナンス委員会資料

自治体向けガイドのマッピングと オープンデータガイドの改訂について

2015.2.6

オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構 事務局

1. 現在作成されているオープンデータ関連ガイドの種類

- オープンデータにしてはこの2年ほどで多くの主体から、多くの種類のものの文書が発行されている。

名称	発行主体	発行年	概要
二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）	CIO連絡会議決定	2013.06	二次利用を促進する利用ルールのあり方、機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方等についてとりまとめた文書
地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン	内閣官房IT総合戦略室	2015 ?	現在電子行政オープンデータ実務者会議で作成中のガイドライン。地方公共団体におけるオープンデータの取り組みを促進することを目的とした文書（作成中）
オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書（案）～	内閣官房IT総合戦略室	2015 ?	上記文書等をもとに、地方公共団体がオープンデータの取り組みを進める際の手引き書（作成中）
九都県市における避難所等の位置情報に関するオープンデータ化ガイドライン	九都県市首脳会議首都圏連合協議会等	2014.03	九都県市において、オープンデータ活用のために、試行的に「避難所等の位置情報」を対象としたガイドライン
自治体オープンデータガイドライン（仮称）	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)	2015 ?	オープンデータの取組が進んでいない自治体と協力して、オープンデータに必要な事項の洗い出しを行ってガイドライン化（作成中）
オープンデータガイドライン第1版	オープンデータ流通推進コンソーシアム	2014.07	オープンデータについて、二次利用を促進する利用ルールの設定方法、機械判読に適したデータ形式による公開の方法を中心にとりまとめたガイド

他、各自治体等でも作成・公開

2. マッピングの必要性

- 現時点で各文書、ガイドラインの関係性が整理できていない
- 今後、自治体のオープンデータ推進を支援するためにも、現行のガイド、文書を整理し、マッピングすることが重要
- その際、自治体が抱えている課題／疑問に対して、どのガイドのどの章が対応しているかを整理することが重要

4. オープンデータガイドの改訂について

■ オープンデータガイド第1版の改訂の必要性

- ▶ 昨年のパブリックコメントで検討事項とした事項の追加検討
 - ◇ 具体的な例示方法、図説による解説の充実
 - ◇ オープンデータと特許権の関係
 - ◇ 出典の記載を禁止する代わりに自由な利用を許可するライセンスの追記
 - ◇ 「公共データ」の定義の検討（「公共性のあるプライベートデータ」への対応）
- ▶ 各省庁が政府標準利用規約（第1.0版）を採用したことの追記
- ▶ クリエイティブ・コモンズが4.0版になったことによる差し替え
- ▶ 内閣官房「自治体オープンデータ推進ガイドライン」等への言及

参考：パブリックコメントの結果（次年度検討に回したものののみ）

対象となる章	意見
-	<p>本書内容全般として、既にオープンデータ、ライセンス、技術に一定の知見ある担当者向けの詳細さと感じる。P.6の1.2で示される対象読者は、これから公開を検討する担当者とされており、彼らを想定した具体的な例示方法や図表による解説をより充実させる必要があるのではないか（例えば、P.74の「第三者の権利が含まれているデータに関する注意点」について脚注表示による明示方法を例示するなど、具体例を記載することによって、現場で適切な処理を行いやすくなると思う）。</p>
-	<p>オープンデータの特許権との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータの性質上著作権については、踏み込んだ検討内容だと感じましたが、本データを利用した特許が成立した場合のライセンス付与についても検討が必要と感じました。 ・本コンソーシアム主旨の近似例として、フリーソフトウェア制作の場を提供しているApacheソフトウェア財団ライセンス規定をリンク先として添付します。このライセンス規定も当初特許権との関係は不明確でしたが、第二改定ではその関係を明確化しています。
第1章～第4章	<p>ガイド（案）中に頻出する語句「公共データ」の内容を明確に定義すべき。</p> <p>第1章から第4章辺りまでに「公共データ」という語句が文中に頻出します。本文を読むと、オープンデータの対象となるべきものであり、「公共データ」には著作権が存在せず、パブリックドメインであるといった主張が読み取れましたが、公共機関の保有する情報のうちの"何が"「公共データ」と言えるのか、よく理解できませんでした。オープンデータ事業を解説する上で根幹をなす部分と思われるので、「公共データ」の示す、具体的な内容について、初めに明確な定義をした上で、語句を用いるべきではないでしょうか。</p>
意見	<p>日々の行政業務活動の中から生み出される「データ」を個人のプライバシー・人権に配慮しつつ、安全・適切な形で情報公開する、そしてオープンになったデータ（オープンデータ）を活用して社会の課題解決に向けて住民と職員（彼ら/彼女らも住民）、企業が力を合わせていかなければ、人口減少、人材不足、財政難に悩む自治体や行政は早晚立ち行かなくなるでしょう。オープンデータを活用してなされた成果が、住民の声や職員の日々の仕事を通じて行政業務側のプロセスやシステムにフィードバックされ、組織の業務の改革を促していく、というクロズド・ループ制御型の組織・考え方へと発想を切り替えることで、地域社会の再生・活性化など中長期的な課題解決の一助になるものと考えています。</p> <p>すでに、一部の自治体や省庁の部署の中で、業務・組織改革に挑まれるところがあります。そうした取り組みの優れた部分を取り入れ、一段高いレベルで行政が進められる事を期待しております。</p>

参考：パブリックコメントの結果（次年度検討に回したものののみ）

対象となる章	意見
P.44	<p>日本の鉄道会社のデータは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共性は高い ・補助金による運営でないので、プライベートなデータ （自由に使って良いという意味ではないが、少なくとも費用がかかることなので出さない権利があるという意味） <p>である。</p> <p>さらに、日本の特殊性として、法的な責任だけでなく、社会的な責任の追及が諸外国に比べて大企業に厳しいということが考慮されなければならない。つまり、免責事項としては</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法的な責めを負わない……法的免責 ② 社会的な責めを負わない……社会的免責 <p>の2点が必要。②の社会的免責とは、データ提供者の都合により「データ更新を通常通り行えない場合」や「データの内容に誤りがあった場合」などでも、データ利用者が社会的責任追及に対しデータ提供者に責任を転嫁するような発言を制限するということです。（わかり易く言えば、マスコミやSNSなどによる攻撃を受けないようにするということです）</p> <p>そう考えると、CCライセンスでは分類されない新たなライセンスの種類が必要になると考えます。それは、</p> <p>出展表示：許可しない 商業利用：許可 改変：許可</p> <p>出展に関する開示：出展者の名称、データの不具合状況に関する情報口頭、文書などいかなる形式でも禁止。罰則も規定するべき。例えばその後のデータ使用の不許可（永遠、一定期間など）。金銭的な賠償。データ提供者からの一方的なデータ提供の中止など。</p> <p>です。</p>